

# 職場の安全衛生

— 改善事例 — 2

労働安全コンサルタント 北原 雅彦

転倒、転落、墜落災害は、平成27年統計で、産業で約40%、建設業で約45%を占めていて、いづれも重労働エネルギーを源とするハザードが原因の災害防止管理の最大の敵と言って良いと思います。

とある工場の現場でも多くの危険箇所が見つかりました。

製造機械横の通路の階段がすべりやすい。点検用はしごの傾斜が急です。

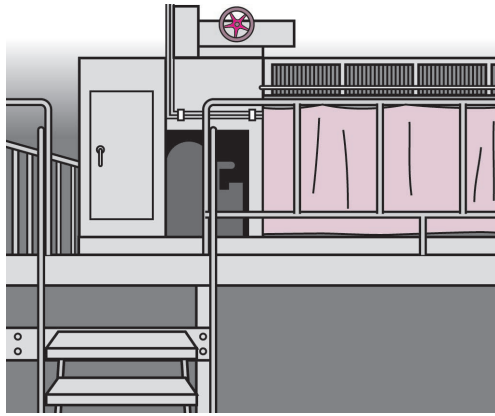
## 災害防止世界のラスボス

テップも狭い。脚立が低くて天板にのらないと作業できないときがある。

製造機械付属の点検補修作業用の昇降設備に手すりがなく、ステップも非常に狭い、等々でした。

これらの危険箇所について、安全衛生管理部門や現場の管理者の方たちと協議、検討しながら、リスクをできる限り少なくしていく対策を講じていきました。そのなかの一つについて、今回ご紹介したいと思います。

イラストのような洗浄機械付属の通路と昇降階段の転倒・転落防止対策です。この洗浄機械は、洗浄のため大量の石鹼水が機械内部に放出されるので、機械にカバーはあ



正面扉の右側に可動式の塩ビカーテンを設置

ですが、密閉性が十分ではなく、石鹼水が通路や昇降階段に溢れていて、ぬるぬるした状態で非常に滑りやすくなっていたのです。

現場巡視の際に、私もこの昇降階段を降りるときに足が滑って転落しそうになりました。

手すりをしっかり握っていたので、会社の方たちからはかかなくて済みました。

「これ、危ないわ」と思わず言ってしまうました。

最初、この石鹼水をこまめに清掃するとか、通路が鉄製なのでフェルト生地などで覆うとかの常識的な対策しか意見が出ない状態でした。何かもっと本格的な対策はないものだろうか？ その時ふと有害物質暴露対策のことが頭に浮かびました。

有害物質暴露防止対策の最優先策は、その有害物質を使わないことです。

「この石鹼水、溢れ出ないようにはできないかな？」と、現場巡視のメンバーに投げかけてみました。

「塩ビのカーテンをしたらどうでしょう」という意見が出ました。

私は、「そのカーテンを付けて、作業の邪魔にならないかなあ？」と問いかけたところ「特に支障はないと思います」と返ってきました。

その翌月、現場を巡視した際のイメージがイラストです。

現場の管理者は、「石鹼水は全く溢れ出なくなりました！」と言ってくれました。

（本稿は平成29年12月に準備されたものです）

### 労働〇×クイズ ④0 答えと解説

答え

〇

解説

昼食休憩のために自宅に一旦戻り、再度出勤することが通常の場合、その移動は通勤として認められるため、設問の場合、療養給付の申請ができます。

ただし、近くの食堂へ昼食を食べに行く、コンビニにお弁当を買いに行くといった行為については通勤災害とは認められません。

（労災補償保険法第7条2項

平成28年社会保険労務士試験出題参照）

